

1 一般化学物質のスクリーニング評価においてデフォルトの有害性クラスを適用する
2 候補物質に関する今後の進め方について

4 令和8年1月
5 厚生労働省
6 経済産業省
7 環境省

9 生態影響に係る有害性情報を入手することができなかった一般化学物質については、
10 有害性情報の提供依頼等を行い、それでも有害性情報の提供等がない場合には、生態影響に係るデフォルトの有害性クラス（有害性クラス1）を適用してスクリーニング評価を行い、優先評価化学物質の判定の審議に諮ることとしている。今年度のスクリーニング評価におけるデフォルト適用候補物質については、ホームページ等から一定期間を設けて有害性情報の提供依頼等を行った¹。

15 有害性情報の提供依頼等の結果及び今後の方針について、以下に示す。

17 **1. 有害性情報の提供依頼等の結果について**

18 有害性情報の提供依頼等の結果を表1に示す。今年度のデフォルト適用候補物質は
19 1物質であり、当該化学物質について有害性情報の提供があったため、生態影響に係る
20 デフォルトの有害性クラス（有害性クラス1）の適用を保留することとした。

22 表1 デフォルト適用候補物質に関する有害性情報（生態影響）の提供依頼等の結果

CAS登録番号	MITI番号(官報公示整理番号)	名称	情報提供結果	対応
2172642-87-2	7-155	α -ヒドロー- ω -スルホキシポリ[オキシ(メチルエチレン)]のアルキル(C=8~12)エーテルのナトリウム塩	試験報告書の提出あり	デフォルト適用を保留

25 **2. 今後の方針**

26 提供のあった有害性情報の信頼性評価を行い、スクリーニング評価に利用可能か検
27 討する。当該化学物質は次年度以降のスクリーニング評価の対象とする。

¹ 一般化学物質のスクリーニング評価においてデフォルトの有害性クラスを適用する候補物質に関する有害性情報提供のお願い（令和7年10月17日）

https://www.env.go.jp/page_00149.html